

札幌におけるウェットラボ環境及びイノベーション創出拠点構築に係る
ニーズ等調査業務

提案説明書

1 本説明書について

札幌市が実施する「札幌におけるウェットラボ環境及びイノベーション創出拠点構築に係るニーズ等調査業務」の委託の相手先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争担当部署

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課 担当：及川、飯田

電話：011-211-2379

メールアドレス：bio@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

札幌におけるウェットラボ環境及びイノベーション創出拠点構築に係るニーズ等調査業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 予算規模

17,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※なお、上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

4 参加資格

(1) 原則として、企画提案の応募を行う時点において、札幌市競争入札参加資格を有すること。なお、札幌市競争入札参加資格者以外の者が企画提案を行おうとする場合においては、2に記載の提出先に予め問い合わせの上、指定する書類【申出書（別途様式指定）、履歴事項全部証明書、定款（寄付行為）、直近の決算書、納税証明書、法人の概要を確認できる書類等】を提出すること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

5 企画提案を求める事項

- ア 業務を進めるにあたっての体制及び考え方
- イ スケジュール及び費用
- ウ 別添「仕様書」の調査項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法
- エ 別添「仕様書」の調査項目以外に必要と考える独自提案調査と、その効果的かつ具体的な手法

[留意事項]

これらの提案にあたっては、調査の対象先や件数、調査に用いる情報やデータの提供元の想定を、可能な限り詳細に記載すること。また、具体的な数値を用いた定量的な記載に努めること。

なお、自社以外の機関、団体、専門家と連携して調査を行う場合は、その項目と、連携先の概要等を企画書内に明記すること。

6 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

以下、ア、イは 1 部、ウ～オは 10 部（正本 1 部、副本 9 部）を提出すること。

- ア 様式 1：参加意向申出書
- イ 様式 2：企画提案申込書
- ウ 様式 3：企画提案者概要
- エ 企画書（自由様式）

オ 積算書（自由様式。積算根拠が分かるように記載すること。）

- ・提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・エに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、20 ページまでとする。用紙サイズは原則 A 4 版とすること。
- ・副本 9 部については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。

(2) 提出方法等

- ア 提出方法
持参または郵送

イ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課
(担当：及川、飯田)

(3) 提出期限

ア 参加意向申出書（上記(1)ア）

令和4年7月11日(月)17時15分（必着）

※申出のない者からの企画提案は受け付けないので注意すること。

※札幌市競争入札参加資格者以外の者は、4(1)に指定する必要書類を添付すること。

イ 企画提案書等（上記(1)イ～オ）

令和4年7月20日(水)16時00分（必着）

(4) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、所定の質問書(様式4)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 質問期間

令和4年7月7日（木）

イ 提出先

電子メールアドレス bio@city.sapporo.jp

メールのタイトルは、「調査業務プロポーザル 質問書（事業者名）」とする。

ウ 回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

・ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/bio/labo-research2022.html>

7 審査

企画提案は、本市が設置する「札幌におけるウェットラボを有するレンタルラボ施設のニーズ等調査業務 企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行能力【20点】	
①執行体制 (10点)	・業務を円滑に進めるために、経歴も含めて適切な人員配置が予定されているか。 ・全体のスケジュールや予算の配分が適切であるか。

②健康医療バイオ産業又はスタートアップ関連の実績・知見・ネットワーク (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 健康医療バイオ産業分野又はスタートアップ関連の、調査実績又は知見があるか。 適切な機関、企業、専門家等と連携し、業務を効果的に進められる体制となっているか。
2 企画提案内容【80点】	
①企画提案の方向性 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的や産業振興の意義を理解した提案内容となっているか。 効果的な独自提案があるか。
■ウェットラボ環境構築に係るニーズ等調査	
②研究機関の地方設置に関する動向及びウェットレンタルラボの先進事例の調査手法 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> 調査の手法は妥当であるか。 調査対象の範囲や件数は妥当かつ十分であるか。 整理や分析の手法は妥当であるか。
③ウェットレンタルラボに関するニーズの調査手法 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> 調査の手法は妥当であるか。 調査対象の範囲や件数は妥当かつ十分であるか。 整理や分析の手法は妥当であるか。
④施設仕様、事業性、運営手法の調査及び検討手法 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> 調査の手法は妥当であるか。 整理や分析の手法は妥当であるか。
■イノベーション創出拠点構築に係るニーズ等調査	
⑤イノベーション推進拠点に関する調査の手法 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> 調査の手法は妥当であるか。 調査対象の範囲や件数は妥当かつ十分であるか。 整理や分析の手法は妥当であるか。

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、書面審査を通過した事業者（※応募者が4者以内の場合は応募者全員）のプレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和4年8月上旬～中旬（予定）※日時については別途連絡する。

イ 実施場所

札幌市役所本庁舎内（札幌市中央区北1条西2丁目）

ウ 実施方法

- (ア) 出席者は3人以内とする。
- (イ) 持ち時間は25分間(説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。
- (ウ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。
- (エ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

9 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 事業実施に関する質問の受付 | 令和 4 年 6 月 27 日(月)～7 月 7 日(木) |
| (2) 参加意向申出書の提出締切日 | 令和 4 年 7 月 11 日(月)17 時 15 分まで |
| (3) 企画提案書の提出締切日 | 令和 4 年 7 月 20 日(水)16 時まで |
| (4) プレゼンテーションの実施 | 令和 4 年 8 月上旬～中旬 |
| (5) 選定事業者の決定、契約等 | 令和 4 年 8 月中旬～下旬 |

【問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課
担当：及川、飯田
TEL 011-211-2379 / E メール bio@city.sapporo.jp